## 建設業法に基づく監督処分の概要

## 【建設業法第28条第1項に基づく指示処分】

- 1. 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
  - ・今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速 やかに周知徹底すること。
  - ・建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育 (以下、「研修等」という。)の計画を作成し、役職員に対し必要な研 修等を継続的に行うこと。
  - ・社内の業務運営方法の調査・点検を行うとともに、業務管理体制の整備・強化を行うこと。
- 2. 前項各号について講じた措置(当社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。)について、文書をもって速やかに報告すること。

## 【建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令】

- 1. 停止を命ずる営業の範囲 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県における 管工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの
- 2. 期間 22日間(令和7年2月19日から3月12日まで)